

2023年5月10日

各位

会社名 協立情報通信株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 茂則
(東証スタンダード・コード3670)
問い合わせ先 総務課長代行 茂田 敏朗
(電話 03-3434-3141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2023年6月20日開催予定の当社第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 取締役会の招集権者及び議長等に関する規定の変更

取締役会による経営の監督維持及び運営の柔軟性向上を目的として、取締役会の招集権者及び議長を代表取締役限定されている現行定款第23条(取締役会の招集権者及び議長)を変更し、他の取締役が議長となることを可能にするものです。また、これに併せて現行定款第14条(招集権者及び議長)を変更し、株主総会の議長についても同様に選定対象を拡充するものです。

(2) 剰余金の配当等に関する規定の変更

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第42条(剰余金等の配当等の決定機関)を新設し、現行定款第43条(剰余金の配当)及び第45条(剰余金の配当等の排斥期間)を変更するとともに、内容が重複する第11条(自己の株式の取得)、第44条(中間配当)を削除するものです。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものがあります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1～10条(条文省略)	第1～10条(現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u> 第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	(削除)

現行定款	変更案
<p>第12～13条（条文省略）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第14条（第1項 条文省略）</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>常勤の取締役（代表取締役を含む）</u>の中から取締役会で選任する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>常勤の</u>取締役が議長となる。</p> <p>第15～22条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役（代表取締役が2名以上ある場合は、取締役会で選定した代表取締役）</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の<u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>代表取締役又は</u>取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第24～42条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（剰余金の配当）</p> <p>第43条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第11～12条（現行どおり）</p> <p>（招集権者及び議長）</p> <p>第13条（第1項 現行どおり）</p> <p>2 株主総会の議長は、<u>取締役の中から</u>取締役会で選任する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14～21条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23～41条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>第42条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第43条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、取締役会の決議によって、 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載 又は記録された株主又は登録株式質権 者に対し、中間配当を行うことができ る。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第45条</u> 剰余金の配当及び中間配当は、支払開 始の日から満3年を経過してもなお受 領されないときは、当社はその支払義 務を免れる。</p> <p>昭和40年3月 末日制定 平成21年5月28日改定 平成22年5月27日改定 平成23年5月27日改定 平成24年5月25日改定 平成24年9月27日改定 平成25年5月30日改定 平成28年5月26日改定 令和2年5月27日改定 令和3年5月27日改定 令和4年6月21日改定 (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第44条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支 払開始の日から満3年を経過してもな お受領されないときは、当社はその支 払義務を免れる。</p> <p>昭和40年3月 末日制定 平成21年5月28日改定 平成22年5月27日改定 平成23年5月27日改定 平成24年5月25日改定 平成24年9月27日改定 平成25年5月30日改定 平成28年5月26日改定 令和2年5月27日改定 令和3年5月27日改定 令和4年6月21日改定 <u>令和5年6月20日改定</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月20日(火曜日)
定款変更の効力発生日 2023年6月20日(火曜日)

以上